

質問回答書

のことについては、下記のとおりです。

公 告 番 号 春日部市告示第656号
件 名 小・中・義務教育学校 自動体外式除細動器（AED）賃貸借

記

質問事項	回答事項
①仕様書 6 物件 (1) AED本体に ・操作性が簡便であること。とありますが、AED本体のフタを開けることにより、自動的にAEDの電源が入ることという認識でよろしいでしょうか。	本市教育委員会では、現在蓋を開けると電源が入るタイプのAEDを導入していることから、このタイプが望ましいです。
②仕様書 6 物件 (1) AED本体に ・イラスト・メッセージで操作方法を表示する液晶画面が内蔵されており、日本語による音声ガイダンス機能と同期して機器使用誘導を行うこと。とありますが、AED本体にカラー液晶画面が内蔵され、AEDの音声ガイダンスと液晶画面のイラストと文字による操作説明が同期していることが必須という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
③仕様書 6 物件 (1) AED本体に ・AED本体、バッテリ及び電極パッドについてのセルフ機能を有すること。 セルフテストについては毎日実施され、不具合等が生じた場合は音声と表示で警告するものであること。とありますが、不具合が生じた場合は電子音のアラームが鳴り、AEDのフタを開けることにより、音声と表示で警告するものでよろしいでしょうか。	仕様書に記載されている要件を満たすのであれば、ご質問いただいた方式でも問題ありません。

質問事項	回答事項
<p>④仕様書 6 物件 (1) AED本体に ・AEDにGPS等を内蔵し、WEB上で位置を確認できること。とありますが、AEDと通信するAEDリモート監視システム端末が本体収納用のキャリングケース内に格納され、AEDリモート監視システム端末にGPSが内蔵されており、WEB上で位置を確認できること。という認識でもよろしいでしょうか。 また、AEDがAED収納ボックスから持ち出された際に自動的にメールで知らせる機能も救命、盗難の観点から必要だと認識しますが、いかがでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。 また、AEDがAED収納ボックスから持ち出された際に自動的にメールで知らせる機能につきましては、仕様上、必須の要件とはしません。</p>
<p>⑤仕様書 11 その他 (1) 受注者は、納入・撤去、消耗品の定期交換、点検及び修理等、設置場所への訪問を必要とする保守点検に当たる業務を製造業者等に実施させることができる。とありますが、点検及び修理等を実施する際は医療機器修理業者の許可が必要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。ただし、機器自体を交換する場合は修理にはあたらないため、この限りではありません。</p>
<p>⑥入札書に記載をする金額は税抜総額でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>⑦使用する契約書式は「春日部市物品等賃貸借標準契約約款」でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>⑧本入札は債務負担行為と長期継続契約のどちらでしょうか。</p>	<p>本件は、債務負担行為による契約となります。</p>
<p>⑨保守等について受注者（リース会社）ではなく製造業者が実施する場合、再委託は必要でしょうか。必要な場合に貴市より再委託を得るための所定の書式がございましたらご提示ください。</p>	<p>仕様書に記載されている内容であることから、改めて再委託の承諾は不要とします。</p>
<p>※質問事項は、原文のとおり記載しております。</p>	